

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和39年6月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月1日から39年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和38年8月1日からB株式会社に勤務しており、私が所持している厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した年月日には、「38.8.1」のゴム印が押されていることから、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人が勤務したとするB株式会社とは事業所名が異なるA事業所に係るオンライン記録に、申立人と同姓同名で生年月日のうち生まれ年のみが異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、B株式会社に係るオンライン記録上、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚のうち、申立人と同じく昭和39年8月1日からC事業所の厚生年金保険の加入記録が確認できる10人についてみると、このうち6人は、同年6月1日から同年8月1日までの期間について、A事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、C事業所の前経営者は、「叔父が経営していたB株式会社が倒産し、父が新たにC事業所を設立するまでの間、一時的にA事業所に籍を移し

たのではないか。」と供述している。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立人と同姓同名の被保険者の記録は、生まれ年の記載が不明確であることから、オンライン化の際に、申立人の生まれ年が誤って入力されたものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA事業所における資格取得日は昭和39年6月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和38年8月1日から39年6月1日までの期間については、申立人はB株式会社に勤務していたと主張しているところ、同僚等の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和39年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は見られず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証は、D社会保険事務所（当時）において、C事業所での資格取得時に発行されていることが確認できるが、資格を取得した年月日として押印された「38.8.1」の時点では、同社は適用事業所とはなっていないことから、取得年月日は誤って押印されたものと推認される。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 5 月 15 日から 36 年 4 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を 35 年 5 月 15 日に、資格喪失日に係る記録を 36 年 4 月 25 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 36 年 5 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は申立期間に株式会社 B の紹介で C 事業所に勤務していた。

給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、厚生年金保険料が給与から差し引かれていた記憶があり、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする C 事業所は、申立期間当時、A 株式会社として厚生年金保険の適用事業所であったことが確認でき、申立人が所持している D 協会会員手帳及び同僚の供述から、申立期間のうち、昭和 35 年 5 月 15 日から 36 年 4 月 25 日までの期間において A 株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 1 人は、当該期間において、申立事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、申立事業所に係るオンライン記録上、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 2 人は、申立人と同じ業務に従事していた 8 人の同僚名を

記憶しているところ、当該同僚は、いずれも厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立期間当時において、申立人と同じ業務に従事していたとして、複数の同僚が証言した当該事業所の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、申立人と同じ業務に従事していた従業員のほぼすべてを厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 35 年 5 月 15 日から 36 年 4 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していた同僚の標準報酬月額及び申立人の供述等から勘案して、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 5 月から 36 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月 25 日から同年 5 月までの期間については、申立人の A 株式会社における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和25年3月に上京し、A事業所に勤務しながら、夜間、学校に通っていた。27年12月に、大学受験のため一度退職したものの、大学合格後には、再度、A事業所に就職し、大学卒業まで勤務した。申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、申立人は、昭和28年4月1日からA事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立期間当時、人事及び社会保険関係の事務手を担当しており、「申立人は、申立期間当時、正社員であり、厚生年金保険に加入していた。」旨供述しているとともに、申立人の被保険者記録を見ると、申立人が申立期間前に当該事業所に勤務していたとする期間については、入社月と資格取得月は一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該同僚及び申立人は、申立期間当時の従業員は15人くらいと供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間において、18人の厚生年金保険被保険者が確認で

きることから、申立事業所では、従業員のほぼ全員を厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和28年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、知人から国民年金加入を勧められた記憶があり、申立期間の保険料は、私が市役所の窓口で納付していたはずであり、未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「知人から国民年金加入を勧められ、申立期間の保険料は、私が市役所の窓口で納付していたはず。」と主張しているが、その知人は既に死亡しており、申立てを確認できる供述は得られない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成5年4月14日にA社会保険事務所(当時)からB市に払い出されていることが確認できることから、申立人は当該払出日以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて、B市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月及び平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月
② 平成元年2月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①当時、両親と同居し、家事見習いをしていたので、父が、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をA農業協同組合B支所に依頼し、開設された営農口座から、世帯一括で保険料が差し引かれていたはずである。

また、申立期間②について、私は、昭和62年9月までに4回、C事業所に臨時の従業員として短期雇用され、離職の都度、同僚から国民年金の加入手続をするよう説明されたので、保険料の具体的な納付方法の記憶は定かでないが、市役所の窓口担当者による教示に従って納付したはずである。

以上のおりであるので、申立期間①及び②について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳並びにD市が保管する国民年金被保険者カード（以下「被保険者カード」という。）の記録から、申立期間は、当初、未加入期間であったが、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険との記録補正が行われたことから、国民年金の加入記録として追加されたことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和45年度国民年金印紙検認記

録の4月」欄には、「印紙不要」と押印されているとともに、被保険者カードの裏面には、昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料は、同年12月15日に納付された旨記載されているものの、45年4月分については、斜線が引かれていることから、保険料が納付されなかったことが確認できる。

さらに、当該年金手帳の生年月日欄及び資格取得欄に誤記があったことは確認できるが、同年金手帳に、昭和45年5月3日に被保険者資格を取得した旨の記載がある上、当該取得年月日は、被保険者カードの記録とも一致し、これらの記録に反して、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をB支所に依頼し、以後、保険料の納付は、B支所に開設された営農口座から、世帯一括で差し引かれていたはずであると主張しているが、申立人が加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その父及びB支所から聴取しても申立内容を裏付ける供述や関係資料は得られないことから、加入時期及び保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②については、オンライン記録上、国民年金の被保険者期間とされている申立期間及び平成4年5月1日から同年5月6日までの期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降に、国民年金の加入記録が追加されたことが確認できる。

また、被保険者カードに記載された最も新しい年月日は、昭和63年6月1日となっており、その後、過年度記録が入力された旨の表示がある平成12年3月21日までの間に記録が追加されていないことから、申立期間当時、申立期間は未加入期間とされ、保険料納付書が作成されなかったと考えられ、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の記憶が定かではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年12月15日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年12月15日から23年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年12月15日まで
② 昭和22年12月15日から23年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、株式会社A（当時は、B事業所）に昭和22年4月1日から25年3月10日まで正社員として継続勤務していたのに、申立期間①について、22年12月15日に被保険者資格が喪失し、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立事業所が厚生年金保険の適用を受けた昭和19年6月から申立人が同事業所を退職した25年3月までの期間に、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性132人のうち、脱退手当金の受給資格を満たす女性87人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を除く12人に支給記録があり、このうち10人は、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考え

えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることが記載されている。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者の資格喪失日から1か月後の昭和23年1月13日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、当該事業所の後継事業主に対し、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて照会したところ、「事業所は既に廃止され当時の関係資料は無く、元事業主は死亡しており当時の担当者も分からない。」旨供述しており、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られないほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継事業主は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について、申立期間①に係る回答と同様に、「事業所は既に廃止され当時の関係資料は無く、元事業主は死亡しており当時の担当者も分からない。」旨供述しており、申立人の具体的な勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除の有無を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者18人に対し、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会し、15人から回答を得たが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、当該事業所において申立人と同じ昭和22年4月に厚生年金保険の被保険者となった同僚9人のうち3人は、申立人と同様に同年12月15日に資格喪失し、このうち2人は、23年に厚生年金保険に再加入（うち1人は、申立人と同じ23年8月1日付け）していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月から32年7月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、A株式会社に昭和29年2月から33年6月まで継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、複数の同僚等の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和52年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、元役員も所在が不明であることから、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、A株式会社に係るオンライン記録において、申立人が当該事業所に勤務していたとする昭和29年2月から33年6月までの間に、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者13人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したところ、回答があった8人すべてが、「申立人の厚生年金保険の加入については不明。」と回答しており、このうちの3人は、「正社員又は事務職のみ厚生年金保険に加入しており、申立期間当時は、ほとんどの人が厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している上、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年

金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記供述のあった同僚3人のうちの1人は、昭和20年代からA株式会社に勤務していた旨供述しているが、同社に係るオンライン記録を見ると、申立人と同じく32年8月1日から厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番は見られず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。